

平成 28 年度大田区障がい者実態調査の実施について（案）

1 調査の目的

平成 29 年度に、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年の計画として、大田区障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項に規定）、第 5 期大田区障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定）及び第 1 期大田区障害児福祉計画（児童福祉法の改正により第 33 条の 20 第 1 項に新たに規定）を一体的に策定する。

なお、平成 29 年度までの計画となっている大田区発達障がい児・者支援計画は、大田区障害者計画に包含し、次期計画において一体的に策定する。

そのため、平成 28 年度においては、上記計画の策定にあたっての基礎資料を得ることを目的として、障がい者の生活状況、福祉サービス等の利用状況及びサービス事業者の実態等を把握するために調査を実施する。

2 調査の概要

(1) 調査期間

12 月上旬から 1 か月程度を予定する。

(2) 調査方法

調査対象者に対し、郵送による発送・回収方式とする。

(3) 調査対象者

次の対象者、合計約 6,200 件を予定する。

調査対象者	調査件数
① 18 歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者	約 4,500 件
② 18 歳未満の身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児、発達障がい児、難病児	約 1,500 件
③ 障害福祉サービス等提供事業者（児童福祉法に基づくサービスを提供する事業者を含む。）	約 200 件